

一般社団法人日本血栓止血学会国際委員会内規

(名称)

第1条 一般社団法人日本血栓止血学会（以下、「本会」）定款第7章第32条に基づき国際委員会（以下、「委員会」）を設置する。

(目的)

第2条 この内規は、委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 本委員会は血栓止血医学の国際交流を図り、国際活動を推進するために次の業務を行う。

- 1) 国際血栓止血学会をはじめとする海外の血栓止血医学に関わる学会との交流の検討
- 2) 海外研修制度、海外交換研修制度のありかたの検討
- 3) 関連国際会議及び海外の学会情報の収集と会員への提供
- 4) 国際会議の後援についての検討
- 5) その他、委員会が必要と認める事項の検討

(構成)

第4条 委員会は、委員長、副委員長各1名、委員若干名をもって構成する。

2. 委員は、本会代議員の中から委嘱される。
3. 委員長は、本会理事会の議を経て理事長が委嘱する。
4. 副委員長、委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
5. 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
6. 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第5条 委員会の開催は担当理事又は委員長の請求によって開催する。

2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
3. 委員長は、審議状況および決議の結果を理事会へ報告する。
4. 前項による報告を受けた時は、理事会は、これが必要に応じて総会に報告する。
5. 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
6. 委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって成立する。
7. 委員は、委任状の提出をもって出席に替えることができる。
8. 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(内規の変更)

第6条 本内規は、委員会の議決を経て理事会の承認を受け、変更することができる。

(付則)

本内規は、令和3年1月30日より施行する